

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有(各市町村)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目                              | 士別市   | 名寄市   | 和寒町   | 剣淵町   | 下川町  | 美深町   | 音威子府村  | 中川町   |      |
|---------------------------------|---|---|---|---|--|---|--|---|------|
| 洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング | 【課題】  | 【課題】  | 【課題】  | 【課題】  | 【課題】   | 【課題】  | 【課題】   | 【課題】  | 【課題】 |
| 避難勧告等の発令基準                      | <p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。</p> <p>【課題】</p> <p>・エリアが東西に長く、非常に広範囲であることから、市町村単位での警報発令では該当とする地区の特定や巡視に時間を要し、人員の不足も予想される。</p>                              | <p>・知事周知河川と国土交通大の洪水警報河川が混在している。発令のタイミングと対応が明らかに違う。</p> <p>＜避難勧告などの発令基準＞</p> <p>①名寄市地域防災計画<br/>②名寄市避難勧告等の判断伝達マニュアル(水害)<br/>③名寄市避難勧告等の判断伝達マニュアル(土砂)<br/>④緊急割り込み放送等(緊急告知ラジオ)運用マニュアル<br/>⑤名寄市水害用タイムライン(案)</p> <p>⑥①から⑤の基準に、気象台など関係機関の「ホットライン」による情報を参考にする。</p> | <p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な計画水位等まで明示している。大雨、洪水の警報等が発表され、かつ、河川が「氾濫注意水位」を超える恐れがあるとき。</p> <p>【課題】</p> <p>・事前に注意報、警報などの発令がある場合以外(ゲリラ豪雨)の対応に不安がある。</p> | <p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に記載している。ただし、それに対応したタイムラインを定めていない。</p> <p>【課題】</p> <p>・避難勧告等の発令に対し、タイムラインが策定できていないため適切な防災行動に懸念がある。</p> | <p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。</p> <p>【課題】</p> <p>・タイムラインの運用実績が現時点でないことから、訓練を通じて精度向上、円滑な運用を可能にしていくことが求められる。また、判断水位の測点を増やす取り組みも必要である。</p>   | <p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。</p> <p>【課題】</p> <p>・国と北海道の情報連携及び避難に対する考え方の整理が必要。</p>   | <p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。</p> <p>【課題】</p> <p>・無堤地区の判断が難しい。<br/>・近傍観測所である村内茨内で、避難勧告等の判断水位が設定されていない。</p>  | <p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。</p> <p>【課題】</p> <p>・タイムラインの運用実績が現時点でないことから、訓練を通じて精度向上、円滑な運用を可能にしていくことが求められる。</p>   | 【課題】 |
| 避難場所・避難経路                       | <p>・避難場所についてはハザードマップにより周知。<br/>・避難経路は未策定。</p> <p>【課題】</p> <p>・避難場所(おもに公共施設)の老朽化での廃止などにより、代替の施設を確保すること。<br/>・各避難場所への経路について、自治会などを主体とした避難訓練の実施などに協力が必要と考えられる。</p> | <p>・避難所、避難経路の周知方法は、ハザードマップにより周知。<br/>・ハザードマップの大型印刷を公共施設に掲示。</p> <p>【課題】</p> <p>・市の公共施設のみでは限界が見える。<br/>・浸水の全くない指定避難所が少ないため、避難勧告対象の住民の受け入れが十分行えるかどうか分からない。</p>  | <p>・災害時の道路交通の混乱を防ぐため、道路橋梁等交通施設の巡回に努め、関係機関と協力し交通規制等の措置を講じる。</p> <p>【課題】</p> <p>・洪水ハザードマップで周知しているが、住民に充分認知されていない恐れがある。</p>                                | <p>・ハザードマップにより周知(避難経路については表示がない)。</p> <p>【課題】</p> <p>・避難経路の選定を行っていないため、住民の迅速な避難が確保できない恐れがある。</p>                                  | <p>・浸水想定区域図に基づき、平成24年8月に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所を周知している。</p> <p>【課題】</p> <p>・避難所までの具体的な避難経路が定められていない。山と川に挟まれた地域においては、適切に行動できないことが懸念される。また、河川に沿って主要幹線が通っているため、避難所等への経路が遮断されることが懸念される。</p> | <p>(1)避難所<br/>・平成28年3月作成の洪水土砂災害ハザードマップを配布して周知する(主に集会所、公共施設など)。<br/>(2)避難経路<br/>・洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく(指定経路の公表までは行っていない)。</p> <p>【課題】</p> <p>・洪水ハザードマップで周知しているが、住民に充分認知されていない恐れがある。</p> | <p>(1)避難所<br/>・平成26年度作成の洪水ハザードマップを全戸に配付して周知している(高等学校、地域交流センター等)。<br/>(2)避難経路<br/>・洪水ハザードマップ上に図示している。</p> <p>【課題】</p> <p>・洪水ハザードマップで周知しているが、住民に充分認知されていない恐れがある。</p> | <p>(1)避難所<br/>・中川町地域防災計画(資料編)にて、策定、HP等により周知。中学校等の公共施設が主。<br/>(2)避難経路<br/>・洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく(指定経路の公表までは行っていない)。</p> <p>【課題】</p> <p>・避難に関する情報は洪水ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていない恐れがある。</p> | 【課題】 |
| 住民等への情報伝達の体制や方法                 | <p>・防災無線、SNS、ホームページや広報車を活用し、タイムリーな情報提供、周知を図っている。</p> <p>【課題】</p> <p>・自主防災組織などが自治会内での密なコミュニケーション確保を進めてもらう必要がある。</p>  | <p>・住民の情報伝達手段確保のほか職員間の情報手段は個人の携帯電話などを利用している。<br/>・緊急告知ラジオによる町内会への伝達、アラート(TVのDボタン、緊急速報メール)、登録制メール、フェイスブック、市のホームページ、広報車、FAX、施設、町内会への直接の電話、FM割り込み放送</p> <p>【課題】</p> <p>・職員間の情報伝達手段を強化・確保する必要がある。</p>   | <p>・電話、防災無線、町・関係機関ほか広報車による伝達のほか、避難勧告・指示を行った場合にはNHK・民間放送局への放送協力を依頼していく。</p> <p>【課題】</p> <p>・町外からの滞在者や高齢者など一部の住民に伝わりにくい可能性がある。</p>                        | <p>・防災行政無線、広報車等により伝達する。各自治会の地域安全部長への連絡体制を整備している。</p> <p>【課題】</p> <p>・町外からの滞在者や高齢者など一部の住民に伝わりにくい可能性がある。</p>                        | <p>・光回線(IP告知情報端末)、携帯電話、防災無線等を利用し住民情報を伝達している。</p> <p>【課題】</p> <p>・住民の避難行動の判断に必要なはなす原を共有する他水系の河川防災情報や内水情報の提供ができない懸念がある。</p>  | <p>・防災情報端末、町及び消防署の広報車、サイレン、緊急速報エリアメール、町HP等を使用する。</p> <p>【課題】</p> <p>・停電を伴う場合、TV電話(IP告知情報端末)による伝達ができない恐れがある。</p>   | <p>・電話及び村の広報車による周知。</p> <p>【課題】</p> <p>・情報伝達に時間を要すること、又、広報車による広報の際に暴風・大雨時には屋内で聞き取れない事も想定される。</p>   | <p>・TV電話(IP告知情報端末)、町広報車、戸別訪問、エリアメール及び町HP等多様な情報伝達手段を使用し、住民への情報伝達を行う。</p> <p>【課題】</p> <p>・停電を伴う場合、TV電話(IP告知情報端末)による伝達ができない恐れがある。<br/>・近年のインバウンドの増加に対し、外国人を対象とした多言語化への対応が未整備である。</p>                       | 【課題】 |

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有(各市町村)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目     | 士別市  | 名寄市  | 和寒町   | 剣淵町  | 下川町   | 美深町  | 音威子府村   | 中川町   |             |
|--------|--|--|---|--|---|--|---|---|-------------|
| 避難誘導體制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の避難誘導は、文教対策部避難所班(社会教育課を主とする)が誘導員としてこれを行い、状況により消防職員、消防団員、警察官の協力を得る。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導は、保健福祉対策部救護班(保健福祉部)が自主防災組織等支援関係者の協力を得て行うものとし、一般住民の避難誘導に優先して行うものとする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導は、地域防災計画に基づき、市職員が実施する。関係機関の連携により、警察等の支援を要請する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導者の安全確保に努め、町災害対策本部・警察等関係機関と協力して行う。また、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導は、地域防災計画に基づき、町職員が実施する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>光回線、消防信号、広報車等で行い、可能な範囲で誘導者を配置。また、地域防災計画に基づき実施する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画により、災害対策本部の住民対策班が主体となり実施することと定めている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。</li> </ul>  |             |
|        | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の正確な把握が必要となる。</li> </ul>  | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災対応に従事する市の職員数の限界から、避難体制を万全に行えるか不安がある。</li> <li>高齢者の避難方法(徒歩か車両か)に課題が多い。</li> <li>災害時における避難行動要支援者の対策に関しては、特に平常時の把握が重要で、福祉関係の主体的な取り組みが無ければ防災担当だけでは避難対策を確立できない。</li> </ul> | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等の個別計画が策定されていないため、迅速な避難が確保できないおそれがある。</li> </ul>       | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に避難行動要支援者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</li> </ul> | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に地域的に避難が遠距離にあることから、避難所まで避難するため車輛等での誘導、避難行動要支援者等への支援体制の確保ができない恐れがある。また、誘導に関し迅速に行うため各機関との連携が求められる。</li> </ul> | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者に対する支援者の確保が課題である。</li> </ul>        | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者に対する支援者の確保が課題である。</li> </ul>     | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな戸別事情を抱える避難行動要支援者等の迅速な避難が確保できない恐れがある。</li> <li>洪水と土砂災害が同時に発生した場合や、複数箇所避難誘導が必要となる場合、避難誘導に必要な人員確保が困難となる恐れがある。</li> </ul> | <p>【課題】</p> |

②水防に関する事項

| 項目                              | 士別市  | 名寄市  | 和寒町   | 剣淵町  | 下川町   | 美深町   | 音威子府村   | 中川町   |      |
|---------------------------------|--|--|---|--|---|---|---|---|------|
| 河川水位等に<br>係る情報提供                | <p>・水防法第13条の規定により指定された水位周知河川の水位が避難判断水位に達したときは、水位または流量を示して防災無線や広報車を用いてその旨通知され、また必要に応じて報道機関の協力のもと一般市民に周知される。</p> <p>【課題】<br/>・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定が難しい。</p>                           | <p>・緊急告知ラジオによる町内会への伝達、アラート(TVのDボタン、緊急速報メール)、登録制メール、フェイスブック、市のホームページ、広報車、FAX、施設、町内会への直接の電話、FM割り込み放送、知事周知河川(豊栄川)の地区住民へは、設置されている屋外拡声器を使用。</p> <p>【課題】<br/>・知事周知河川と国土交通大臣による洪水警報河川が混在している。発令のタイミングと対応がちがうため住民の認識の違いから避難に影響が出るのではないか。</p> | <p>・防災無線、広報車による伝達。</p> <p>【課題】</p>  | <p>・河川管理者、気象庁からの発表時に基づき、住民に必要な情報を提供する。</p> <p>【課題】<br/>・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。</p>  | <p>・インターネット、気象庁、河川管理者からの情報に基づき、情報収集を行い、適宜予測判断をする。</p> <p>【課題】<br/>・河川水位などの情報から、内水による被災判断が難しい。また、情報を活用した情報発信のタイミングなどをどのように行うべきか。</p>       | <p>・防災情報端末及び広報車による伝達。</p> <p>【課題】<br/>・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定が難しい。</p>                                     | <p>・地域防災計画第3章の連絡系統図により定め、実施している。</p> <p>【課題】<br/>・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定が難しい。</p>  | <p>・「国土交通省川の防災情報」ウェブサイト等のテレメーター水位を基に住民周知を行う。</p> <p>【課題】<br/>・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。<br/>・情報の入手しやすさ、切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。</p>   | 【課題】 |
| 河川の巡視区間                         | <p>・過去の災害における危険箇所や、平常時の巡視で高リスクと判断された箇所について、水防関係者と巡視およびポンプ等機材の点検を行う。</p> <p>【課題】<br/>・河川近隣の自治会や自主防災組織との合同点検・巡視などを実施していく必要がある。</p>   | <p>・出水期前に、河川管理者と重要水防箇所の合同点検を実施している。<br/>・知事周知河川(豊栄川)のための北海道の水位観測機器の運用を担当しているが、増水時の河川の監視では、大河川の増水などが生じてくると人員が足りない。</p> <p>【課題】<br/>・巡視のほか、必要に応じて重要箇所の情報共有を推進する必要がある。</p>  | <p>・町職員により、出水期前に、水害リスクの高い箇所の点検と、消防での水利点検を実施。</p> <p>【課題】<br/>・住民を含んだ合同巡視が実施されておらず、情報の共有が充分とは言えない。</p> | <p>・平常時の河川巡視等で得られた注意箇所情報を踏まえ、洪水時に町職員及び水防団体関係機関で巡視を実施する。</p> <p>【課題】<br/>・河川巡視等で得られた情報について、共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p>                                 | <p>・平常時にリスクの高い箇所を河川管理者等と合同巡視を実施し、出水時には被災発生の高い箇所を優先に、消防、防災担当部門等で巡視を実施している。</p> <p>【課題】<br/>・平常時からの管理については、名寄川の巡視であるが、他河川の流入先の状況の巡視も必要。</p> | <p>・出水期前に、河川管理者と重要水防箇所の合同点検を実施している。</p> <p>【課題】<br/>・他河川の状況の巡視も必要。</p>                                  | <p>・平常時に関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には河川管理者と水防団がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>【課題】<br/>・住民を含んだ合同巡視が実施されておらず、情報の共有が充分とは言えない。</p> | <p>・出水期前に河川管理者と重要水防箇所の合同点検を実施している。<br/>・洪水時に水防団等関係機関で巡視を実施する。</p> <p>【課題】<br/>・河川巡視等で得られた情報について、共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。<br/>・管理延長が長く、リスクが高い箇所が点在しているため、大規模出水時における巡視体制の確立が必要。</p> | 【課題】 |
| 水防資機材の<br>整備状況                  | <p>・土のう、排水ポンプ、発電機、投光器などの資機材を保有している。</p> <p>【課題】<br/>・保管時のメンテナンスや、必要台数の整理が必要。</p>   | <p>・主に内水対策用として、土のう、土のう袋、排水ポンプ(内水用6基、都市型用1基)、発電機、投光器などの水防資機材を保有している。</p> <p>【課題】<br/>・ポンプなどは、民間業者の支援により稼働。<br/>・農地から先に対応すると、都市部で重大な被害が起きる恐れや資機材の対応が遅れたり、ポンプなどを回せない事態が考えられる。</p>   | <p>・町、消防で災害備蓄品を保管している。</p> <p>【課題】<br/>・保管場所、量を含め点在に対する搬入時間の効率化が必要。</p>                               | <p>・水防資機材の不足のため、建設業協会から資機材の協力の締結を行っている。</p> <p>【課題】<br/>・最低限必要な台数等が確保されていないため、適切な水防活動に懸念がある。</p>   | <p>・町等において水防資機材を保有している。</p> <p>【課題】<br/>・一定程度の資機材を保有しているが、機械類などの搬送は協定により確保している。保管場所、量を含め点在による搬入時間の効率化が求められる。</p>                          | <p>・資機材の把握と備蓄品の整備を行っている。</p> <p>【課題】</p>  | <p>・村と水防団(消防)において必要な資機材を保有している。</p> <p>【課題】<br/>・水害の発生頻度が少なくなっており、資機材は最小限度のものである。</p>                                     | <p>・水防倉庫の備蓄資機材の準備状況について、地域防災計画資料編に記載している。</p> <p>【課題】<br/>・水防資機材の不足、劣化状況の確認等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p>  | 【課題】 |
| 水防活動の<br>実施体制                   | <p>・非常配備態勢をとったとき、又は水防上必要があると認めたとときは、市内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異状を発見したときは速やかに当該河川管理者に連絡し、水防作業を実施する。</p> <p>【課題】<br/>・水防活動に従事する消防団員の不足や、異常時のポンプ使用訓練を実施する余裕がないなど、人員・経験の不足が懸念となっている。</p> | <p>・自治体の範囲が広く農村部が多い増水時に、中小河川の樋門を閉じる影響により、農地の内水氾濫対応のため水防活動が生じ、消防団、市の担当職員などの人員が必要となる。大規模洪水の避難誘導、避難所対応にもかなりの人員を要する。</p> <p>【課題】<br/>・郊外の農地の内水対応が先になるため、都市部の水害対応にポンプや避難誘導の人員を回せなくなるおそれが考えられる。住民等の認識が不十分であることが課題。</p>                     | <p>・消防団が水防団を担っている。町災害対策本部と連携し対応にあたる。</p> <p>【課題】<br/>・水防工法の専門知識の習得機会が少ないことから作業性に懸念がある。</p>            | <p>・水防隊員(消防団員)</p> <p>【課題】<br/>・水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。<br/>・水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p> | <p>・水防団員(消防団員)</p> <p>【課題】<br/>・水防工法の専門知識の習得機会が少ないことから作業性に懸念がある。</p>  | <p>・水防団員(消防団員)</p> <p>【課題】<br/>・水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p> | <p>・防災計画に基づき、警戒区分に応じて非常配備体制をとる。また必要に応じて、事業者への協力を要請する。</p> <p>【課題】<br/>・水防活動の知識・経験の少ない職員・水防団員が多く、実際の作業実施が懸念される部分がある。</p>   | <p>・消防団が水防団を担っており、町災害対策本部と連携し対応にあたる。</p> <p>【課題】<br/>・水防活動の知識・経験の少ない職員・水防団員が多く、実際の作業実施が懸念される部分がある。</p>  | 【課題】 |
| 市町村庁舎、災害<br>拠点病院等の水害<br>時における対応 | <p>・非常用電源設置済み。<br/>・ボイラー室が地下にある。</p> <p>【課題】<br/>・地下ボイラー室への浸水対策。<br/>・庁舎改築を進めているが、現時点では執務スペースが狭隘で災害対策本部と防災担当の執務エリアが若干離れている。</p>  | <p>・電源、ボイラーが地下にある。浸水時には機能しない(災害対策本部が設置される名寄市役所名寄庁舎は浸水深50cmの浸水想定)。</p> <p>【課題】<br/>・浸水時の電源対策の検討、対応策が必要。</p>   | <p>・役場は、非常用電源施設設置済み。</p> <p>【課題】<br/>・社会福祉施設、医療施設等は、災害時の施設利用者の安全性の向上及び緊急受け入れ態勢を、どう整備していくかが課題。</p>     | <p>・非常用電源設備が地下にある。</p> <p>【課題】<br/>・非常用電源の供給先は限定されており、また、電子機器等についても長時間の停電には対応できない恐れがある。</p>  | <p>・災害対策本部等の設置、他機関との連携。</p> <p>【課題】<br/>水害時には低床の浸水区域内であり、浸水により機能低下が懸念される。また、移動性の防災機能がすくなく、情報収集機能に懸念がある。</p>                               | <p>・本庁舎が被災した場合、美深消防署を災害対策本部として使用する。<br/>・消防署には非常用電源など整備されている。</p> <p>【課題】<br/>・庁舎の改修等と合わせて検討が必要。</p>    | <p>・地域防災計画に基づき、情報通信設備や自家発電装置などを配備している。</p> <p>【課題】<br/>・役場のサーバー室が1階にあり、浸水時への対策が課題である。</p>                                 | <p>・庁舎及び医療機関については、浸水想定区域外であり、1階に非常用電源設備を設置している。</p> <p>【課題】<br/>・既存の非常用電源設備では各施設で必要な電力を供給できない恐れがある。</p>   | 【課題】 |



③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

| 項目                   | 士別市                                  | 名寄市   | 和寒町   | 剣淵町   | 下川町   | 美深町  | 音威子府村  | 中川町                              |      |
|----------------------|--------------------------------------|---|---|---|---|--|--|----------------------------------|------|
| 排水施設、排水資<br>機材の操作・運用 | ・排水ポンプ等設備について、<br>市内土建業者に運用を委託。      | ・関係機関や樋門管理員との連<br>携を図っている。<br>・内水排水機場の操作は市内<br>業者に委託している。 | ・町として、排水ポンプ等の資機<br>材は保有していないが、「災害<br>時の協力体制協定書」H22.9.1<br>締結(和寒建設協会)、「災害時<br>における応急対策業務に関す<br>る協定」H27.10.30締結(上川地<br>方建設業協会連絡協議会)によ<br>り、応援体制を整備している。 | ・水防警報等が発せられたとき<br>等、樋門等管理者へ通報するこ<br>ととしている。 | ・関係機関や樋門管理員との連<br>携を図っている。                              | ・関係機関や樋門管理員との連<br>携を図っている<br>・内水排水機場の操作は町内<br>業者に委託している。 | ・内水排水機場の操作は村内<br>業者に委託している。排水ポン<br>プは1パッケージ村内に配備し<br>ている。  | ・関係機関や樋門管理員との連<br>携を図っている。       |      |
|                      | 【課題】<br>・非常時の職員の運用等教育<br>や訓練が必要と考える。 | 【課題】<br>・資機材運用に当たり、消防団<br>の人員の輸送車両の不足、運<br>転手の確保など課題がある。  | 【課題】<br>・和寒町で水中ポンプを保有し<br>ていないため、リース会社から<br>の借用としているが、広い地域<br>での水害となった場合に水中ポ<br>ンプを確保できない恐れがあ<br>る。   | 【課題】<br>・ポンプ車の老朽化が進んでい<br>る(3線場水機場)。        | 【課題】<br>・大規模時における河川、道<br>路、農地などの総合的な排水計<br>画を検討する必要がある。 | 【課題】   | 【課題】<br>・排水ポンプ車の台数が限られ<br>る中で、大規模水害の際のポン<br>プ車配置の調整が課題である。 | 【課題】<br>・非常時の職員の運用等教育<br>や訓練が必要。 | 【課題】 |
| 既存ダムにおける<br>洪水調節の現状  |                                      |   |   |   |   |  |  |                                  |      |
|                      | 【課題】                                 | 【課題】  | 【課題】  | 【課題】  | 【課題】  | 【課題】   | 【課題】   | 【課題】                             | 【課題】 |

④河川管理施設の整備に関する事項

| 項目                                     | 士別市  | 名寄市  | 和寒町  | 剣淵町  | 下川町  | 美深町  | 音威子府村 | 中川町  |      |
|--|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|
| 堤防等河川管理施<br>設の現状の整備状<br>況及び今後の整備<br>内容 |      |      |      |      |      |      |       |      |      |
|  | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】 | 【課題】  | 【課題】 | 【課題】 |

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有  
①情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目                              | 旭川開発建設部   | 旭川地方気象台   | 上川総合振興局   | 北海道警察 旭川方面本部   | 陸上自衛隊 第二師団   |             |             |
|---------------------------------|---|---|---|--|--|-------------|-------------|
| 洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。</li> <li>重大災害の発生のおそれがある場合には、名寄河川事務所長から自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。</li> <li>特別警報・警報・注意報を発表している(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>道管理の水位周知河川について、基準水位到達情報の提供を行っている。</li> </ul>   |  |  |             |             |
|                                 | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報等の防災情報が受け手側にとってわかりにくいこともあり、防災情報の持つ意味や、防災情報を受けた場合の対応について、住民等の認識が不十分であることが懸念される。</li> <li>L1(計画規模)からL2(想定最大規模)に危険度が上昇する際に、水位・降雨状況を鑑みた助言タイミングの検討が必要。</li> <li>避難勧告発令の判断材料として、首長から浸水や被害予測などを問われることが想定され、備える必要がある。</li> </ul> | <p>【課題】</p>   | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民が各基準水位の意味や重要度などを十分に理解していないことが懸念されるため、きめ細かな周知が必要である。</li> </ul>                             | <p>【課題】</p>  | <p>【課題】</p>  | <p>【課題】</p> | <p>【課題】</p> |
| 避難勧告等の発令基準                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成に協力。</li> <li>特別警報・警報・注意報を発表している(警戒期間、注意期間、ピークの時間、最大雨量などの予測値を発表)。</li> </ul>                   |   |  |  |             |             |
|                                 | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年、線状降雨等の降雨形態が変化しており、急激な水位上昇により勧告から避難までのリードタイムが確保できない場合がある。</li> <li>避難勧告発令の判断材料として、浸水や被害予測などを問われることが想定され、備える必要がある。</li> </ul>   | <p>【課題】</p>   | <p>【課題】</p>   | <p>【課題】</p>  | <p>【課題】</p>  | <p>【課題】</p> | <p>【課題】</p> |
| 避難場所・避難経路                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を実施している。</li> </ul>  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について支援している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>交番・駐在所勤務員への避難場所・避難経路に関する教育を実施している。</li> </ul>                                 |  |             |             |
|                                 | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が作成しているのは氾濫水に対してのみであり、土砂災害、内水を考慮した避難場所の検討、避難経路の設定、外力によっては広域避難計画の検討が必要。</li> <li>L1、L2など洪水外力に応じた、避難場所・避難経路の使い分けが必要。</li> <li>直轄河川よりも先に中小支川が氾濫するが、浸水想定区域図には反映されていない。</li> </ul>   | <p>【課題】</p>   | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全道的にもなかなか指定が進んでいない現状もあり、防災担当会議等で推進を図っている。</li> </ul>   | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤務員の入れ替わりが激しいため、地域住民等に対する確かな誘導等を行えるよう継続的な教育を実施する必要がある。</li> </ul> | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体、各機関との情報共有が必要。</li> </ul> | <p>【課題】</p> | <p>【課題】</p> |
| 住民等への情報伝達の体制や方法                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報・警報・注意報及び洪水予報等の情報をホームページやテレビ・ラジオを通じて伝達している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川情報システムで収集した雨量・河川水位等の情報を国土交通省のHP(川の防災情報)に提供している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制が必要な場合はパトカーなどによる広報を実施する。</li> </ul>   |  |             |             |
|                                 | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の入手しやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。</li> <li>河川敷利用者への周知方法。</li> <li>SNS等のビッグデータの活用。</li> </ul>  | <p>【課題】</p>   | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観測局が欠測となったときや通信回線途絶時(インターネット回線)については、市町村へはFAXにより情報提供が可能であるが、住民への情報提供方法を検討する必要がある。</li> </ul> | <p>【課題】</p>  | <p>【課題】</p>  | <p>【課題】</p> | <p>【課題】</p> |
| 避難誘導體制                          |   |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の地域防災計画に基づき、避難誘導にあたる</li> </ul>  |  |             |             |
|                                 | <p>【課題】</p>   | <p>【課題】</p>   | <p>【課題】</p>   | <p>【課題】</p>  | <p>【課題】</p>  | <p>【課題】</p> | <p>【課題】</p> |

②水防に関する事項

| 項目                      | 旭川開発建設部   | 旭川地方気象台 | 上川総合振興局  | 北海道警察 旭川方面本部 | 陸上自衛隊 第二師団 |      |      |
|-------------------------|---|---------|--|--------------|------------|------|------|
| 河川水位等に係る情報提供            | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。</li> <li>基準観測所の水位に応じて水防警報を発表している。</li> </ul>   |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川情報システムで収集した雨量・河川水位等の情報を国土交通省のHP(川の防災情報)に提供している。</li> <li>基準観測所の水位により水防警報を発表している。</li> </ul> |              |            |      |      |
|                         | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の入手しやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。</li> <li>河川敷利用者への周知方法。</li> <li>SNS等のビッグデータの活用。</li> </ul>  | 【課題】    | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の入手しやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。</li> </ul>                                       | 【課題】         | 【課題】       | 【課題】 | 【課題】 |
| 河川の巡視区間                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時・出水時の巡視のほか、出水期前には自治体と河川管理者が重要水防箇所等の洪水に対してリスクが高い区間の合同巡視を実施している。</li> </ul>   |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時・出水時の巡視のほか、出水期前には重要水防箇所等の洪水に対してリスクが高い区間の点検・巡視を実施している。</li> </ul>                           |              |            |      |      |
|                         | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理延長が長く、リスクが高い箇所が点在し大規模出水時には対応が困難になる恐れがある。</li> <li>重要水防箇所の設定根拠を自治体担当者に説明することで理解を深める。</li> <li>職員不足の中で特定区間の危険箇所の水位把握体制の確立する必要がある。</li> </ul> | 【課題】    | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理延長が長く、リスクが高い箇所が点在し大規模出水時には対応が困難になる恐れがある。</li> </ul>                             | 【課題】         | 【課題】       | 【課題】 | 【課題】 |
| 水防資機材の整備状況              | <ul style="list-style-type: none"> <li>名寄河川事務所、河川防災ステーション、水防拠点に水防資機材を備蓄している。</li> </ul>   |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災資材センターにおいて水防資材を保有している。</li> </ul>   |              |            |      |      |
|                         | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり適切な水防活動に懸念がある。</li> </ul>  | 【課題】    | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有事の際には、管内の各関係機関相互で水防資材を融通できるようにする仕組み作りが必要である。</li> </ul>                          | 【課題】         | 【課題】       | 【課題】 | 【課題】 |
| 水防活動の実施体制               |   |         |  |              |            |      |      |
|                         | 【課題】  | 【課題】    | 【課題】   | 【課題】         | 【課題】       | 【課題】 | 【課題】 |
| 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 |   |         |  |              |            |      |      |
|                         | 【課題】  | 【課題】    | 【課題】   | 【課題】         | 【課題】       | 【課題】 | 【課題】 |

③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

| 項目               | 旭川開発建設部  | 旭川地方気象台 | 上川総合振興局   | 北海道警察 旭川方面本部 | 陸上自衛隊 第二師団   |      |      |
|------------------|--|---------|---|--------------|--|------|------|
| 排水施設、排水資機材の操作・運用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検・操作訓練を行い、災害発生による出動体制を確保している。</li> <li>保有する水防資機材は非常時においては水防団等へ貸し出しが可能である。</li> <li>樋門の操作点検を出水期前に実施している。</li> <li>樋門、水門の操作訓練を出水期前に実施している。</li> <li>地元自治体、地域住民と合同で訓練を開催している。</li> </ul> |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>樋門の操作点検を出水期前に実施している。</li> </ul>  |              |  |      |      |
|                  | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な資機材等の保有状況や、非常時における支援要請手順について、共有が不十分である。</li> <li>樋門操作員の高齢化、人手不足。</li> <li>メーカーによる部品の保有期間が終了し、故障した場合に交換部品がないなどの支障がある。</li> </ul>   | 【課題】    | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>樋門操作員の高齢化、人手不足。</li> <li>メーカーによる部品の保有期間が終了し、故障した場合に交換部品がないなどの支障がある。</li> </ul> | 【課題】         | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水等に関する専門的な器材等に関して他機関等からの借受・情報提供が必要。</li> </ul> | 【課題】 | 【課題】 |
| 既存ダムにおける洪水調節の現状  | <ul style="list-style-type: none"> <li>岩尾内ダムにより洪水を貯留し、下流域の被害を軽減している。</li> <li>ダム流域内総雨量又はダム流入量が基準に達した場合、洪水警戒体制に入り、ダム下流の関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知している。</li> <li>非常用洪水吐からの放流前に関係機関へ通知するとともに、ダム下流において、警報局のサイレン及び警報車による巡回を行っている。</li> </ul>                                   |         |   |              |  |      |      |
|                  | 【課題】   | 【課題】    | 【課題】  | 【課題】         | 【課題】   | 【課題】 | 【課題】 |

④ 河川管理施設の整備に関する事項

| 項目                       | 旭川開発建設部  | 旭川地方気象台 | 上川総合振興局 | 北海道警察 旭川方面本部 | 陸上自衛隊 第二師団 |      |      |
|--------------------------|--|---------|---------|--------------|------------|------|------|
| 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを踏まえ堤防整備、河道掘削などを推進している。</li> </ul>  |         |         |              |            |      |      |
|                          | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や、流下断面が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。</li> <li>樹林化が進み流下能力が低下している。</li> </ul> | 【課題】    | 【課題】    | 【課題】         | 【課題】       | 【課題】 | 【課題】 |

○概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱                     |  | 課題の対応 | 目標時期                           | 実施する機関  |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
|------------------------------|--|-------|--------------------------------|---------|---------|---------|------|---------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 事項                           | 具体的取組  |       |                                | 旭川開発建設部 | 旭川地方気象台 | 上川総合振興局 | 方面本部 | 警察旭川北海道 | 陸上自衛隊第二師団 | 士別市 | 名寄市 | 和寒町 | 剣淵町 | 下川町 | 美深町 | 音威子府村 | 中川町 |
| 1) ハード対策の主な取組                |  |       |                                |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
| ■ 洪水を河川内で安全に流す対策             |  |       |                                |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
|                              | ①河道掘削、河道内伐木<br>②堤防整備   | V     | ～平成32年度<br>(振興局：～平成33年度)       | ○       |         | ○       |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
| ■ 危機管理型ハード対策                 |  |       |                                |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
|                              | ①堤防天端の保護<br>②堤防裏法尻の補強  | V     | ～平成32年度<br>(振興局：～平成33年度)       | ○       |         | ○       |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
| ■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備   |  |       |                                |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
|                              | ①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供システム構築       | A     | 平成28年度から実施                     | ○       |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       | 活用  |
|                              | ②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置                      | M     | 平成28年度から実施<br>(振興局：平成30年度から実施) | ○       |         | ○       |      |         | ○         |     |     |     |     |     |     |       | 活用  |
|                              | ③迅速な水防活動に資するための水防拠点整備や、洪水の長期化に備えた水防資機材の整備について検討                | Q     | ～平成32年度<br>(振興局：～平成33年度)       | ○       |         | ○       |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
|                              | ④SNS、防災ラジオ、緊急エリアメール、コミュニティFM等の様々な情報伝達手段の整備                     | H、I、J | 平成28年度から検討・実施                  |         |         |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○     | 活用  |
|                              | ⑤避難場所の明確化(避難誘導のための看板設置等)に関する取組を行う                              | G     | 平成28年度から検討・実施                  |         |         |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○     | 活用  |
| 2) 大規模水害に対し、迅速・確実な避難行動のための取組 |  |       |                                |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
| ■ 情報伝達、避難計画に関する事項            |  |       |                                |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
|                              | ①円滑かつ迅速な避難行動のため、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上を行う                | B、C、D | 平成28年度から実施                     | ○       |         | ○       |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○     |     |
|                              | ②わかりやすい洪水予報伝文への改良を行う。  | A、N   | 平成28年度実施                       | ○       | ○       |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |     |
|                              | ③避難行動要支援者の避難支援体制の構築及び避難訓練の実施。                                  | K     | 平成28年度から検討・実施                  |         |         |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○     |     |
|                              | ④想定最大規模の洪水を踏まえた避難方法・避難場所の見直しを実施するとともに、隣接市町村を含めた広域避難計画に関する検討を行う | G、H、K | 平成28年度から検討・実施                  |         |         |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   |     | ○   | ○   | ○     |     |
|                              | ⑤SNS、防災ラジオ、緊急エリアメール、コミュニティFM等を活用した情報発信を実施                      | H、I、J | 平成28年度から検討・実施                  |         |         |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○     | 活用  |



| 具体的な取組の柱<br>事項   |       | 課題の対応         | 目標時期 | 実施する機関  |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |
|--|-------|---------------|------|---------|---------|---------|------|---------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|  |       |               |      | 旭川開発建設部 | 旭川地方気象台 | 上川総合振興局 | 方面本部 | 警察旭川北海道 | 陸上自衛隊第二師団 | 士別市 | 名寄市 | 和寒町 | 剣淵町 | 下川町 | 美深町 | 音威子府村 |
| 2) 大規模水害に対し、迅速・確実な避難行動のための取組                               |       |               |      |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |
| ■ 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項                                 |       |               |      |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |
| ① 想定最大規模も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の作成・公表           | F、J   | 平成28年度から検討・実施 | ○    |         | ○       |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |
| ② 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知                    | G、J   | 平成29年度から検討・実施 | ○    |         | ○       |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | 活用    |
| ③ 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた、まるごとまちごとハザードマップの作成と周知           | G、J   | 平成29年度から検討・実施 | ○    |         | ○       |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | 活用    |
| ④ 小中学生を中心とした天塩川の洪水の特徴を踏まえた防災教育の実施                          | A     | 平成28年度から検討・実施 | ○    | ○       | ○       | ○       | ○    |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | 参加    |
| ⑤ 関係機関及び、住民等を対象とした災害図上訓練(DIG訓練)等、水防災に関する訓練・講習会の開催          | A、E、R | 引き続き実施        | ○    | ○       | ○       | ○       | ○    |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | 参加    |
| ⑥ 住民・観光滞在者等の水防災意識啓発のための広報の充実。                              | I、J   | 引き続き実施        | ○    | ○       | ○       | ○       | ○    |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | 活用    |
| 3) 洪水氾濫被害軽減のための的確な水防活動に関する取組                               |       |               |      |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |
| ■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項                                  |       |               |      |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |
| ① 毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、関係機関・水防団等が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検を実施。 | O、P   | 引き続き実施        | ○    |         | ○       | ○       |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | 参加    |
| ② 市町村防災担当職員を対象とする防災対応力の向上を図る取り組みを行う。                       | A     | 引き続き実施        | ○    | ○       | ○       | ○       | ○    |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |       |
| ③ 流域市町村の防災担当者、水防資機材等の情報共有を行う。                              | Q、U   | 引き続き実施        | ○    | ○       | ○       | ○       | ○    |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |       |
| ④ 広報誌やHP等により、水防協力団体の募集・指定の促進を図る。                           | L     | 平成28年度から検討・実施 | ○    |         |         |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |       |
| ⑤ 広報誌やHP等により、水防団員の拡充を図る。                                   | R     | 引き続き実施        |      |         |         |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |       |
| ■ 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項                              |       |               |      |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |
| ① 浸水想定区域内の拠点施設に対する水害リスクを把握し、機能維持に関する検討を実施。                 | S     | 平成29年度から検討・実施 | ○    |         |         |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |       |
| 4) 都市機能や社会経済活動の早期復旧のための取組                                  |       |               |      |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |
| ■ 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組                                       |       |               |      |         |         |         |      |         |           |     |     |     |     |     |     |       |
| ① 排水ポンプ車等の災害対策車の出動要請方法等に関する確認。                             | U     | 平成28年度から実施    | ○    |         |         |         |      | ○       | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |       |
| ② 迅速な氾濫水の排水を行う為、排水ポンプ車等の操作訓練を行う。                           | T     | 引き続き実施        | ○    |         |         |         |      | ○       | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |       |
| ③ 内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為の排水ポンプ設置箇所検討及び、釜場等の整備。            | T     | 平成28年度から検討・実施 | ○    |         |         |         |      |         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |       |

〇概ね5年で実施する取組

| 項目                        | 事項 | 内容   | 課題の対応   | 旭川開発建設部   | 旭川地方気象台 | 上川総合振興局 | 北海道警察旭川方面本部   | 陸上自衛隊第二師団 | 士別市  | 名寄市   | 和寒町   | 剣淵町   | 下川町   | 美深町   | 音威子府村                                     | 中川町 |  |
|---------------------------|----|--|---------|---|---------|---------|---|-----------|--|---|---|---|---|---|---|-----|--|
| 1)ハード対策の主な取組              |    |  |         |   |         |         |   |           |  |   |   |   |   |   |   |     |  |
| ■洪水を河川内で安全に流す対策           |    |  |         |   |         |         |   |           |  |   |   |   |   |   |   |     |  |
|                           |    | ①河道掘削、河道内伐木<br>②堤防整備                                     | V       | ・堤防整備、河道掘削を実施。<br>【～平成32年度】                                 |         |         | ・堤防整備、河道掘削、河道内伐木を実施<br>【～平成33年度】  |           |  |   |   |   |   |   |   |     |  |
| ■危機管理型ハード対策               |    |  |         |   |         |         |   |           |  |   |   |   |   |   |   |     |  |
|                           |    | ・堤防天端の保護<br>・堤防裏法尻の補強                                    | V       | ・堤防の天端舗装や法尻補強を実施。<br>【～平成32年度】                              |         |         | ・堤防の天端舗装を実施<br>【～平成33年度】  |           |  |   |   |   |   |   |   |     |  |
| ■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 |    |  |         |   |         |         |   |           |  |   |   |   |   |   |   |     |  |
|                           |    | ①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供システム構築 | A       | ・スマートフォンを活用した情報発信を実施。<br>【平成28年度から実施】                       |         |         |   |           |  |   |   |   |   |   |   |     |  |
|                           |    | ②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置                | M       | ・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置。<br>【平成28年度から実施】                      |         |         | ・洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する簡易水位計の設置<br>【平成30年度～】   |           |  | ・市で観光用に設置している「ライブカメラ」について、水防活動の迅速化のため、内水氾濫の起きやすい箇所を確認できる位置への移設の検討を行う。<br>【～平成32年度】          |   |   |   |   |   |     |  |
|                           |    | ③迅速な水防活動に資するための水防拠点整備や、洪水の長期化に備えた水防資機材の整備について検討          | Q       | ・管内における水防拠点の配置検討及び、水防資機材に関する検討を行い、必要箇所への整備を実施。<br>【～平成32年度】 |         |         | ・迅速な水防活動を実施支援するため、水防資機材・水防拠点の整備<br>【平成28年度～】  |           |  |   |   |   |   |   |   |     |  |
|                           |    | ④SNS、防災ラジオ、緊急エリアメール、コミュニティFM等の様々な情報伝達手段の整備               | H, I, J |   |         |         | ・すでに整備済みである登録制メール（さほっちメール）、緊急速報エリアメール、市ホームページ、フェイスブックを活用し、タイムリーな情報発信を行う。<br>【引き続き実施】<br>・NTTによる災害特設公衆電話の設置を進め、大規模災害時の通信手段確保に備える。<br>【平成28年度から検討・実施】 |           | ・災害情報共有システム（Lアラート）や緊急速報メール、緊急告知ラジオ割り込み放送について整備済。<br>【平成26年度実施済み】<br>・リスクの高い情報伝達重点区域に対する新たな情報伝達手段の確保のための研究、検討の実施。<br>【引き続き実施】<br>・大規模水害に備え、指定避難所におけるNTTの災害特設公衆電話の整備を推進する。<br>【引き続き実施】 | ・平成26年度から防炎無線の更新を含めた情報伝達手段の検討。<br>【平成28年度から検討・実施】<br>・防災行政無線（移動系）のデジタル化。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・防炎無線を廃止し、行政報告知端末による情報伝達を行う為の光回線網による防炎放送設備を整備。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・防炎情報端末やホームページでの情報伝達。<br>・大規模水害に備え、指定避難所におけるNTTの災害特設公衆電話の整備を推進する。<br>【引き続き実施】 | ・高齢者に配慮し、防災ラジオなど様々な情報伝達方法の活用を検討する。<br>【平成29年度から検討・実施】 | ・TV電話（IP告知端末器）、緊急エリアメール、電光掲示板能付飲料水自動販売機の設置及び町HPIにおける防災情報の周知については、すでに整備済。<br>【平成26年度実施済み】<br>・上記に加え、避難所におけるNTTの災害特設公衆電話の整備推進、防災Wi-Fiステーション整備等の情報発信手段やインバウンドの増加を踏まえた多言語対応の検討を実施。<br>【平成28年度から検討・実施】 |   |     |  |
|                           |    | ⑤避難場所の明確化（避難誘導の為に看板設置等）に関する取組を行う                         | G       |   |         |         | ・定期的に避難所を巡回し、看板の設置状況（汚れや傷みがないか等）を点検する。<br>また、学校の閉校などによる避難所の見直しなどにあわせ、看板の標記やデザインを変更し、わかりやすい避難誘導看板の設置等に関する取組を進める。<br>【平成29年度から検討・実施】                  |           | ・まるごとまちごとハザードマップの実施に合わせて、国土地理院の避難所記号を用いた看板掲示を行う。<br>【平成29年度から検討・実施】  | ・避難所看板は設置済み。住民に対して避難施設情報等の再周知を行う。   | ・避難場所の標識の見直し。<br>・多言語化を含め、わかりやすい看板表示に変更。<br>【平成28年度から検討・実施】       | ・避難所への看板設置等を行い、わかりやすくする。<br>【～平成32年度】   | ・避難場所に看板を設置している。                                      | ・住民に対して避難施設情報等の再周知を行う。<br>・避難場所を示すわかりやすい看板の設置を検討。<br>【平成29年度から検討・実施】  | ・多言語化を含め、わかりやすい看板表示に変更<br>【平成29年度から検討・実施】 |     |  |

| 項目                          | 事項  | 内容    | 課題の<br>対応                                    | 旭川開発建設部                                      | 旭川<br>地方気象台 | 上川<br>総合振興局 | 北海道警察<br>旭川方面本部 | 陸上自衛隊<br>第二師団 | 士別市   | 名寄市  | 和寒町   | 剣淵町   | 下川町   | 美深町   | 音威子府村   | 中川町  |
|-----------------------------|---|-------|--|--|-------------|-------------|-----------------|---------------|---|--|---|---|---|---|---|--|
| 2)大規模水害に対し、迅速・確実な避難行動のための取組 |   |       |  |  |             |             |                 |               |   |  |   |   |   |   |   |  |
| ■情報伝達、避難計画に関する事項            |   |       |  |  |             |             |                 |               |   |  |   |   |   |   |   |  |
|                             | ①円滑かつ迅速な避難行動のため、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上を行う             | B、C、D | ・自治体とのタイムライン(簡易版)作成を実施。<br>【平成28年度から実施】      |  |             |             |                 |               | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成。<br>【平成28年度実施】                              | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成済み。<br>【平成28年度作成済み】   | ・河川管理者と連携を図り、検証をしていく。<br>【平成28年度から実施】   | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成。<br>【平成28年度から実施】  | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成。<br>【平成28年度実施】                                      | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成。<br>【平成28年度実施】                | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成。<br>【平成28年度実施】                      | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成。<br>【平成28年度実施】   |
|                             | ②わかりやすい洪水予報伝文への改良を行う  | A、N   | ・発表の対象区域や避難の切迫性が確実に伝わるよう改良を実施。<br>【平成28年度実施】 | ・発表の対象区域や避難の切迫性が確実に伝わるよう改良を実施。<br>【平成28年度実施】 |             |             |                 |               |   |  |   |   |   |   |   |  |
|                             | ③避難行動要支援者の避難支援体制の構築及び避難訓練の実施                                | K     |  |  |             |             |                 |               | ・避難行動要支援者支援台帳のシステム構築に着手し、福祉部局と連携した訓練等の実施にむけ検討する。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・福祉関係者の参画による避難支援体制の構築及び個別計画の作成、浸水想定リスクの高い地区に対する、個別避難計画作成の推進、各町内会における自主防災組織の設立支援(助成金交付)。<br>【～平成30年度】<br>・住民が逃げ遅れた場合の避難計画の検討及び、避難所の対応策の検討<br>【平成27年度避難訓練実施済・計画作成は平成29年度以降】<br>・車両による避難者の誘導計画及び待機場所の検討<br>【平成30年度実施】 | ・防災士の資格取得を即し、避難行動要支援者台帳の整備・更新を行っていく。また、地域での防災訓練により、水位情報や避難勧告等の判断基準・伝達方法を周知していく。<br>【引き続き実施】 | ・避難行動要支援者を考慮したロールプレイング形式の訓練等の実施。<br>【平成28年度から検討・実施】   | ・避難行動要支援者との避難支援体制が図れるよう福祉サイドと連携した支援体制の構築に努める。<br>【平成29年度から検討・実施】            | ・避難行動要支援者の避難支援体制の構築及び避難訓練の実施を検討する。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・避難行動要支援者の確保と災害時シミュレーションの策定及び避難訓練の実施を検討。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・要援護者名簿を調製する福祉部署と連携した支援体制の構築を図るとともに、平成29年度以降に町内会及び自治会の協力により避難訓練計画を策定する。<br>【平成29年度から検討・実施】 |
|                             | ④想定最大規模の洪水を踏まえた避難方法・避難場所の見直しを実施するとともに、隣接市町村を含めた広域避難計画の作成を行う | G、H、K |  |  |             |             |                 |               | ・隣接市町村を含めた広域避難計画の作成に向けた検討を実施する。<br>【平成28年度から検討・実施】                  | ・河川を超えての広域避難や浸水区域を通過する避難となるため、地形的環境の理由から広域避難は、実効性に課題が多いが、避難が長期化した場合の対応として広域避難計画が必要か検討を行う。<br>【～平成32年度】   | ・「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」H2.3.31協定締結済み。   | ・相互応援協定締結済み。<br>・近隣市町村と具体的な協議。  | ・地形的環境から広域避難は検討していない。   | ・広域避難の現実性を検討する。<br>【平成29年度から検討・実施】                    | ・広域避難の現実性を検討するとともに、近隣市町村と協議を行う。<br>【平成29年度から検討・実施】          | ・広域で締結している災害対策協定に基づいて、平成29年度以降に計画の策定を行う。<br>【平成29年度から検討・実施】                                |
|                             | ⑤SNS、防災ラジオ、緊急エリアメール、緊急エリアメール、コミュニティFM等を活用した情報発信を実施          | H、I、J |  |  |             |             |                 |               | ・登録制メール(さほっちメール)、緊急速報エリアメール、市ホームページ、フェイスブックによる情報発信を強化。<br>【引き続き実施】  | ・「多様な」情報伝達手段による迅速・確実な情報発信(多言語対応を検討)を継続して行う。<br>【引き続き実施】<br>・防災行政無線のデジタル化を検討。<br>【引き続き実施・～平成32年度】<br>・コミュニティFMとの定期的な訓練及び、コミュニティFMによる放送途絶時の臨時災害放送局運用に関する検討。<br>【引き続き実施】  | ・今後も防災無線、防災情報ラジオを活用し、情報発信を実施していく。<br>【引き続き実施】   | ・緊急エリアメールの発信実績がないため、情報発信の訓練を行う。<br>【平成28年度から検討・実施】<br>・防災行政無線をはじめ、インバウンドの増加を踏まえた多言語対応の検討を実施。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・エリアメールは道防災情報提供システムと連携し整備済。<br>・国外就労者居住施設に対する伝達方法の検討を行う。<br>【平成29年度から検討・実施】 | ・緊急エリアメールを活用している。<br>【引き続き実施】                         | ・防災ラジオ、村HP等による情報発信の充実を検討する。<br>【平成29年度から検討・実施】              | ・TV電話(IP告知端末器)、エリアメール及び町HPによる情報発信を強化するとともに、文字情報の音声読み上げ等高齢者等にわかりやすい情報伝達手段を検討。<br>【継続実施】     |



| 項目                          | 事項   | 内容    | 課題の対応 | 旭川開発建設部  | 旭川地方気象台                                | 上川総合振興局  | 北海道警察旭川方面本部   | 陸上自衛隊第二師団  | 士別市  | 名寄市  | 和寒町   | 剣淵町  | 下川町   | 美深町   | 音威子府村  | 中川町  |
|-----------------------------|--|-------|-------|--|--|--|---|--|--|--|---|--|---|---|--|--|
| 2)大規模水害に対し、迅速・確実な避難行動のための取組 |  |       |       |  |  |  |   |  |  |  |   |  |   |   |  |  |
| ■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項   |  |       |       |  |  |  |   |  |  |  |   |  |   |   |  |  |
|                             | ①想定最大規模も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の作成・公表  | F、J   |       | ・平成28年度中に作成・周知を行う。<br>【平成28年度から検討・実施】<br>・インバウンドに対応した浸水想定区域図等の検討・作成。<br>【平成29年度から】                       |  | ・道管理の水位周知河川について、順次、洪水浸水想定区域図等の作成・周知を行う。<br>【平成28年度から検討・実施】 |   |  |  |  |   |  |   |   |  |  |
|                             | ②想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた、ハザードマップの作成と周知          | G、J   |       | ・ハザードマップ等作成のための支援データ(浸水域の避難歩行困難マップ、浸水想定区域公共施設合成図(水位観測所、警察、病院、避難所等)提供を行う。<br>【～平成29年度】                    |  | ・ハザードマップ等作成の支援<br>【平成28年度から検討・実施】                          |   | ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの検討・作成を行う。また、避難所が学校を主としていることもあり、閉校した学校などの代わりとなる避難所の検討も実施する。<br>【平成29年度から検討・実施】 | ・継続して、想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップを配布。<br>【平成29年度から検討・実施】<br>・リスクが高い(浸水5m <sup>3</sup> 地区)地区の住宅確認用地図のメモを作成し、避難対策用として配備し、更新及び内容の充実を図る。<br>【引き続き実施】<br>・指定避難所・指定緊急避難場所を開錠する担当者を第3順位まで決定し表示した一覧表を作成保管し、避難所開設の初動の迅速化を維持<br>【引き続き実施】 | ・H25.3月ハザードマップを作成し、町内全戸配布済み。今後も、防災のしおりと併せて転入者へ配布していく。<br>【引き続き実施】<br>・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップについては、河川管理者と連携を図り、検討を予定。<br>【～平成32年度】 | ・現行の浸水想定区域図との比較や予算を踏まえ、想定最大規模の洪水に対応する浸水想定区域図に基づいたハザードマップの検討を進める。<br>【～平成32年度】 | ・現行ハザードマップについては全戸配布及び、ホームページに掲載済【平成28年3月】<br>・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの検討・作成を行う。<br>【平成29年度から検討・実施】 | ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの検討・作成を行う。<br>【平成29年度から検討・実施】                     | ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの検討・作成を行う。<br>【平成29年度から検討・実施】 |  |  |
|                             | ③想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまちごとハザードマップの作成と周知       | G、J   | 同上    |  |  | ・ハザードマップ等作成の支援<br>【平成28年度から検討・実施】                          |   | ・想定最大規模の洪水ハザードマップとの整合や、まちごとハザードマップの検討を実施。<br>【平成29年度から検討・実施】   | ・まちごとまちごとハザードマップを実施し、市民の避難に関する理解を高める。<br>【平成30年度から検討・実施】   | ・ハザードマップの見直しの際、検討していく。<br>【～平成32年度】  | ・想定最大規模の洪水ハザードマップを踏まえ、まちごとハザードマップの有無について検討。<br>【～平成32年度】                      | ・予算の確保と併せ、学校内訓練や避難訓練等と連携を図りながら、想定最大規模の洪水ハザードマップに基づいたまちごとハザードマップの検討を進める。<br>【平成30年度から検討・実施】                 | ・洪水ハザードマップとの整合性を図り、まちごとまちごとハザードマップの作成を検討する。<br>【平成29年度から検討・実施】                    | ・想定最大規模の洪水ハザードマップとの整合や、まちごとハザードマップの検討を実施。<br>【平成29年度から検討・実施】  | ・想定最大規模の洪水ハザードマップとの整合や、インバウンドに対応した多言語化等を踏まえた、まちごとまちごとハザードマップの検討を実施。<br>【平成29年度から検討・実施】 |  |
|                             | ④小中学生を中心とした天塩川の洪水の特徴を踏まえた防災教育の実施                 | A     |       | ・出前講座等を積極的に行っていく。<br>【引き続き実施】<br>・防災教育副読本を作成。<br>【平成29年度から検討・実施】   | ・関係機関と協力して対応する。<br>【引き続き実施】            | ・地域の要望等を踏まえながら関係機関と共に取り組んでいく。<br>【引き続き実施】                  | ・小中学校における防災講話の実施。<br>【引き続き実施】   | ・自衛隊の災害派遣に関する事項について情報提供。<br>【引き続き実施】   | ・過去に天塩川流域で発生した洪水の事例などに基づき、出前講座などを検討する。<br>【平成28年度から検討・実施】  | ・小学校を対象に、洪水等の災害時を想定し、緊急告知ラジオ及び緊急割り込み放送を使用した避難訓練を実施。<br>【平成28年度から実施】  | ・避難訓練は引き続き実施していく。教育委員会と連携し防災教育の実施を検討する。<br>【平成28年度から検討・実施】                    | ・名寄河川事務所と連携し、水防学習会を実施していく。<br>【引き続き実施】   | ・小学校を対象とした地震の「シェイクアウト」への参加の推進や、洪水等を踏まえた防災訓練を学校等と連携をしながら引き続き実施。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・地域の要望等を踏まえながら開発局、気象台と共に防災訓練の開催を検討する。<br>【平成28年度から検討・実施】      | ・教育委員会・小中学校連携し防災教育の実施を検討していく。<br>【平成29年度から検討・実施】                                       | ・名寄河川事務所と連携し、小中学生を対象とした水防学習会や出前講座等による防災教育を実施。<br>【引き続き実施】                              |
|                             | ⑤関係機関及び、住民等を対象とした災害図上訓練(DIG訓練)等、水防災に関する訓練・講習会の開催 | A、E、R |       | ・地元自治体、地域住民と合同で訓練を開催。<br>【引き続き実施】  | ・引き続き各機関が実施する防災訓練等への参加・協力。<br>【引き続き実施】 | ・引き続き各機関が実施する防災訓練等への参加・協力。<br>【引き続き実施】                     | ・水害が予想される地域の交番連絡協議会などで注意喚起を行う。<br>【引き続き実施】  | ・引き続き各機関が実施する防災訓練等への参加・協力。<br>【引き続き実施】   | ・各自治会の自主防災組織を対象とした講座、図上訓練(DIG・HUG・災害予測)の実施を行う。<br>【引き続き実施】<br>・都市機能維持に関する、民間と連携した防災訓練の実施の研究・検討。<br>【～平成30年度】<br>・緊急速報メールの全市民を対象とした配信訓練を年1回実施する。<br>【引き続き実施】  | ・関係機関・地域住民等を対象とした講座、図上訓練(DIG・HUG・災害予測)の実施を行う。<br>【引き続き実施】  | ・関係機関主催の防災訓練への参加や、防町内自治会の研修・避難訓練を実施。<br>【引き続き実施】                              | ・各自治会地域安全部長を中心とした防町内自治会の研修・防災訓練の開催。<br>【平成28年度から検討・実施】   | ・公区と連携を図りながら避難防災訓練等を実施。<br>【平成28年度から検討・実施】  | ・地域の要望等を踏まえながら開発局、気象台と共に防災訓練の開催を検討する。<br>【平成28年度から検討・実施】      | ・町内会等とも連携し、防災訓練の開催を検討する。<br>【平成29年度から検討・実施】  | ・町内会及び自治会の協力により、地域住民を対象とした避難訓練計画を策定する。<br>【平成28年度から検討・実施】                              |
|                             | ⑥住民・観光滞在者等の水防災意識啓発のための広報の充実                      | I、J   |       | ・消防団水防活動実績のHP公開。<br>【平成28年度から検討・実施】<br>・出前講座等を積極的に行っていく。<br>・イベント開催時に合わせた啓蒙活動。<br>・ダム見学会の開催。<br>【引き続き実施】 | ・関係機関と協力して対応する。<br>【引き続き実施】            | ・関係機関と協力して対応する。<br>【引き続き実施】                                | ・ミニ広報誌や各種イベント時に街頭啓発を行う。<br>・110番通報受理時における通訳を含めた三者通話システムの活用。<br>・外国語対応可能職員の配置。<br>【引き続き実施】 | ・自衛隊の災害派遣に関する事項について情報提供。<br>【引き続き実施】   | ・SNSやホームページなどでのタイムリーな注意喚起のほか、台風・大雪などの時期に合わせた広報誌への掲載などを充実させる。<br>【平成28年度から検討・実施】  | ・水防災意識啓発のための広報手段は、市のホームページ、広報、地元新聞紙記事掲載依頼により行う。<br>【平成28年度から検討・実施】   | ・HPや広報を活用し、情報提供の充実を図る。<br>【引き続き実施】  | ・全戸配布文書、町内広報紙による広報の充実と、インバウンドに対応した多言語化等を踏まえた広報手段の検討実施。<br>【平成28年度から検討・実施】                                  | ・水防週間などポスター掲示等で提供や防災訓練で広報。<br>【平成28年度から検討・実施】                                     | ・ホームページや広報誌による広報の方法を検討する。<br>【平成28年度から検討・実施】                  | ・ポスター、村広報紙、ホームページ等を通じ、広報の充実を図る。<br>【平成28年度から検討・実施】                                     | ・想定最大規模の洪水ハザードマップとの整合や、インバウンドに対応した多言語化等を踏まえた、まちごとまちごとハザードマップの検討を実施。<br>【平成29年度から検討・実施】 |



| 項目                                  | 事項 | 内容  | 課題の対応 | 旭川開発建設部   | 旭川地方気象台                                       | 上川総合振興局   | 北海道警察旭川方面本部  | 陸上自衛隊第二師団                            | 士別市   | 名寄市   | 和寒町  | 剣淵町  | 下川町  | 美深町  | 音威子府村  | 中川町   |
|-------------------------------------|----|---|-------|---|---|---|--|--------------------------------------|---|---|--|--|--|--|--|---|
| <b>3) 洪水氾濫被害軽減のための確な水防活動に関する取組</b>  |    |   |       |   |   |   |  |                                      |   |   |  |  |  |  |  |   |
| <b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項</b>     |    |   |       |   |   |   |  |                                      |   |   |  |  |  |  |  |   |
|                                     | ①  | 毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、関係機関・水防団等が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検を実施 | Q、P   | ・毎年出水期前を基本に重要水防箇所等の共同点検を行う。<br>・整備状況を確認し、毎年重要水防箇所の見直しを行う。<br>【引き続き実施】 |   | ・毎年出水期前を基本に重要水防箇所等の点検を行う。<br>・整備状況を確認し、毎年重要水防箇所の見直しを行う。<br>【引き続き実施】 | ・ハザードマップなどで指定されている危険箇所のほかに、警察署ごとに独自の災害発生予想危険箇所を把握している。<br>【引き続き実施】   |                                      | ・毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、関係機関・水防団等が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検を実施。<br>【引き続き実施】                       | ・毎年出水期前を基本に行われる重要水防箇所等の共同点検を実施する。<br>【引き続き実施】   | ・町職員により出水期前や、気象情報を踏まえ、水害リスクの高い箇所の点検と、消防での水利点検を実施していく。<br>【引き続き実施】                        | ・毎年出水期前を基本に行われる重要水防箇所等の共同点検を実施する。<br>【引き続き実施】  | ・毎年出水期前を基本に行われる重要水防箇所等の共同点検を実施する。<br>【引き続き実施】  | ・毎年出水期前を基本に行われる重要水防箇所等の共同点検を実施する。<br>【引き続き実施】  | ・毎年出水期前を基本に行われる重要水防箇所等の共同点検を実施する。<br>【引き続き実施】  | ・毎年出水期前を基本に行われる重要水防箇所等の共同点検を実施する。<br>【引き続き実施】   |
|                                     | ②  | 市町村防災担当職員を対象とする防災対応力の向上を図る取り組みを行う                       | A     | ・治水促進期成会による天塩川豪雨災害対策職員研修のサポートを実施。<br>【引き続き実施】                         | ・治水促進期成会による天塩川豪雨災害対策職員研修のサポートを実施。<br>【引き続き実施】 | ・治水促進期成会による天塩川豪雨災害対策職員研修のサポートを実施。<br>【引き続き実施】                       | ・取組みへの参加。<br>【引き続き実施】  | ・取組みへの参加。<br>【引き続き実施】                | ・関係機関での研修参加や、防災資機材の点検を兼ねた使用方法の確認などを行う。<br>・治水促進期成会による豪雨災害対策職員研修への参加。<br>【引き続き実施】            | ・治水促進期成会と連携した防災研修の実施する。<br>【引き続き実施】<br>・水防・防災に関する職員会議(防災担当以外の職員を招集)の実施(副市長以上の参加を伴うもの会議)。<br>【引き続き実施】<br>・自治体スクラム支援会議及び担当者会議における情報共有並びに基礎自治体間における「支援・受援計画作成」に伴い、名寄市の水害対策に関する事項及び支援策について整理、検討を行い、具体策の検討を行う<br>【～平成29年度】 | ・治水促進期成会主催の防災研修会に積極的に参加していく。<br>【引き続き実施】   | ・水防連絡協議会等で水害対応力の向上を図る。<br>・治水促進期成会による豪雨災害対策職員研修への参加。<br>【引き続き実施】                         | ・防災訓練と合わせて職員の防災対応力の向上を図る。<br>・水防連絡協議会等で水害対応力の向上を図る。<br>・治水促進期成会による豪雨災害対策職員研修への参加。<br>【引き続き実施】                                      | ・水防連絡協議会等で水害対応力の向上を図る。<br>・治水促進期成会による天塩川豪雨災害対策職員研修への参加。<br>【引き続き実施】                      | ・水防連絡協議会等で水害対応力の向上を図る。<br>・治水促進期成会による天塩川豪雨災害対策職員研修への参加。<br>【引き続き実施】                      | ・水防連絡協議会等で水害対応力の向上を図る。<br>・治水促進期成会による天塩川豪雨災害対策職員研修への参加。<br>【引き続き実施】                         |
|                                     | ③  | 流域市町村の防災担当者、水防資機材等の情報共有を行う                              | Q、U   | ・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】                                 | ・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】         | ・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】                               | ・水害を含めたあらゆる災害事象について、警察署ごとの担当者が作成する市町村の防災担当者情報共有、連絡体制の確立。<br>【引き続き実施】 | ・自衛隊の災害派遣に関する事項について情報提供。<br>【引き続き実施】 | ・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】   | ・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】   | ・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】  | ・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】  | ・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】  | ・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】  | ・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】  | ・平成29年度以降も継続して上川町村会事務局が主催する上川管内防災担当者会議において情報共有を行う。<br>・水防連絡協議会等において定期的に情報共有を行う。<br>【引き続き実施】 |
|                                     | ④  | 広報誌やHP等により、水防協力団体の募集・指定の促進を図る                           | L     | ・指定された水防協力団体に対する情報共有や合同での訓練の実施。<br>【平成28年度から検討・実施】                    |   |   |  |                                      | ・広報やSNSなどを活用し、水防協力団体の募集・指定促進につとめる。<br>【平成28年度から検討・実施】                                       | ・消防一部事務組合の広報誌やホームページ等で水防協力団体の募集を依頼。<br>【引き続き実施】   | ・広報誌やホームページ等で水防協力団体の募集を実施。<br>【平成29年度から検討・実施】  | ・広報誌やホームページ等で水防協力団体の募集を実施。<br>【平成28年度から検討・実施】  | ・消防団員の取り組みと連携を図り広報誌などで促す。<br>【平成28年度から検討・実施】   | ・広報誌やホームページ等で水防協力団体の募集を実施。<br>【平成29年度から検討・実施】  | ・広報誌やホームページ等で水防協力団体の募集を実施。<br>【平成28年度から検討・実施】  | ・広報誌やホームページ等で水防協力団体の募集を実施。<br>【平成28年度から検討・実施】   |
|                                     | ⑤  | 広報誌やHP等により、水防団員の拡充を図る                                   | R     |   |   |   |  |                                      | ・水防団員の活動などがあればSNSで情報を周知するなどし、拡充につとめる。<br>【平成28年度から検討・実施】                                    | ・水防団員の募集に関して、広報を利用して名寄消防署との連携強化を図る。<br>【引き続き実施】   | ・消防団員が水防団員を担っているため、引き続き消防団員の募集を広報誌等で呼びかけていく。<br>【引き続き実施】                                 | ・広報誌、ホームページ等により水防(消防)団員の募集を継続していく。<br>【引き続き実施】   | ・消防団員の取り組みと連携を図り促す。<br>・広報誌やポスター等により消防団員の募集を継続していく。<br>【引き続き実施】  | ・消防団員が水防団員を担っているため、引き続き消防団員の募集を広報誌等で呼びかけていく。<br>【引き続き実施】                                 | ・広報誌やホームページ等での周知も行いながら募集を引き続き行う。<br>【引き続き実施】   | ・中川消防署との連携により広報誌やホームページ等で水防団員の募集を継続していく。<br>【引き続き実施】  |
| <b>■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b> |    |   |       |   |   |   |  |                                      |   |   |  |  |  |  |  |   |
|                                     | ①  | 浸水想定区域内の拠点施設に対する水害リスクを把握し、機能維持に関する検討を実施                 | S     | 【再掲】<br>・浸水想定区域公共施設合成図(水位観測所、警察、病院、避難所等)提供を行う。<br>【平成29年度から検討・実施】     |   |   |  |                                      | ・リスクの情報共有を図り、耐水化にむけ整備促進にむけ検討を進める。また、庁舎改築を進めているところであるが、防災機能面での浸水対策も十分検討のうえ事業を進める。<br>【～32年度】 | ・重要公共施設(病院、炭化センター等の公共施設)の機能維持のための方策の検討を行う(電源確保対策等)。<br>【～32年度】  | ・旭川開建からの想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域公共施設合成図情報等を踏まえ、該当施設及び水害リスクを把握し、効果的な対応を検討する。<br>【平成29年度から検討・実施】 | ・旭川開建からの想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域公共施設合成図情報等を踏まえ、該当施設及び水害リスクを把握し、効果的な対応を検討する。<br>【平成29年度から検討・実施】 | ・旭川開建からの想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域公共施設合成図情報等を踏まえ、浸水想定区域内の拠点施設について情報共有を図る。<br>【平成29年度から検討・実施】<br>・拠点施設の電源等の最少機能維持を図っていく。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・旭川開建からの想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域公共施設合成図情報等を踏まえ、該当施設及び水害リスクを把握し、効果的な対応を検討する。<br>【平成29年度から検討・実施】 | ・旭川開建からの想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域公共施設合成図情報等を踏まえ、該当施設及び水害リスクを把握し、効果的な対応を検討する。<br>【平成29年度から検討・実施】 | ・旭川開建からの想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域公共施設合成図情報等を踏まえ、該当施設及び水害リスクを把握し、効果的な対応を検討する。<br>【平成29年度から検討・実施】    |

| 項目                        | 事項  | 内容 | 課題の<br>対応 | 旭川開発建設部 | 旭川<br>地方气象台 | 上川<br>総合振興局 | 北海道警察<br>旭川方面本部 | 陸上自衛隊<br>第二師団  | 士別市  | 名寄市   | 和寒町   | 剣淵町  | 下川町   | 美深町   | 音威子府村   | 中川町  |
|---------------------------|---|----|-----------|---------|-------------|-------------|-----------------|--|--|---|---|--|---|---|---|--|
| 4) 都市機能や社会経済活動の早期復旧のための取組 |   |    |           |         |             |             |                 |  |  |   |   |  |   |   |   |  |
| ■ 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組      |   |    |           |         |             |             |                 |  |  |   |   |  |   |   |   |  |
|                           | ①排水ポンプ車等の災害対策車の出動要請方法等に関する確認                  |    | U         |         |             |             |                 | ・情報共有を依頼。  | ・防災担当職員内で方法の確認を実施する。<br>【平成28年度から実施】   | ・水防連絡協議会や研修会等で方法等の確認を実施。<br>【平成28年度から実施】                  | ・水防連絡協議会や研修会等で方法等の確認を実施。<br>【平成28年度から実施】                  | ・水防連絡協議会や研修会等で方法等の確認を実施。<br>【平成28年度から実施】               | ・水防連絡協議会や研修会等で方法等の確認を実施。<br>【平成28年度から実施】                  | ・水防連絡協議会や研修会等で方法等の確認を実施。<br>【平成28年度から実施】                  | ・水防連絡協議会や研修会等で方法等の確認を実施。<br>【平成28年度から実施】                  | ・水防連絡協議会や研修会等で方法等の確認を実施。<br>【平成28年度から実施】           |
|                           | ②迅速な氾濫水の排水を行う為、排水ポンプ車等の操作訓練を行う                |    | T         |         |             |             |                 | ・排水訓練・研修の実施。<br>【引き続き実施】   | ・市所有ポンプを市内業者に管理委託しているが、防災訓練等において職員が操作できるよう業者との合同訓練実施に向け調整する。<br>【平成28年度から実施】 | ・市所有ポンプについて、即応できるよう継続した訓練を実施する。<br>【引き続き実施】               | ・名寄河川事務所等と連携した内水排水訓練を実施。<br>【平成29年度から実施】                  | ・継続して訓練を実施する。<br>【引き続き実施】                              | ・町等所有の排水ポンプの操作訓練を実施している。<br>【引き続き実施】                      | ・名寄河川事務所との連携により排水ポンプユニットを用いた訓練を実施。<br>【平成29年度から実施】        | ・名寄河川事務所との連携により排水ポンプユニットを用いた訓練を実施。<br>【平成29年度から実施】        | ・名寄河川事務所との連携により排水ポンプユニットを用いた訓練を実施。<br>【平成29年度から実施】 |
|                           | ③内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為の排水ポンプ設置箇所検討及び、釜場等の整備 |    | T         |         |             |             |                 | ・常襲箇所を防災担当職員で把握周知し、釜場等の整備については必要箇所を整理し、整備に向け検討する。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為の排水ポンプ設置箇所の選定及び釜場の設置検討。<br>【平成29年度から検討・実施】           | ・内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為の排水ポンプ設置箇所の選定。<br>【平成29年度から検討・実施】 | ・内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為の排水ポンプ設置箇所の選定。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為、移動式ポンプを配置し対応している。<br>【引き続き実施】 | ・内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為の排水ポンプ設置箇所の選定。<br>【平成29年度から検討・実施】 | ・内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為の排水ポンプ設置箇所の選定。<br>【平成28年度から検討・実施】 | ・内水被害常襲箇所の把握と、効果的な排水を行う為の排水ポンプ設置箇所の選定。<br>【平成28年度から検討・実施】 |  |
|                           |   |    |           |         |             |             |                 |  |  |   |   |  |   |   |   |  |
|                           |   |    |           |         |             |             |                 |  |  |   |   |  |   |   |   |  |